

耐震改修工事等の補助金の受け取りについて

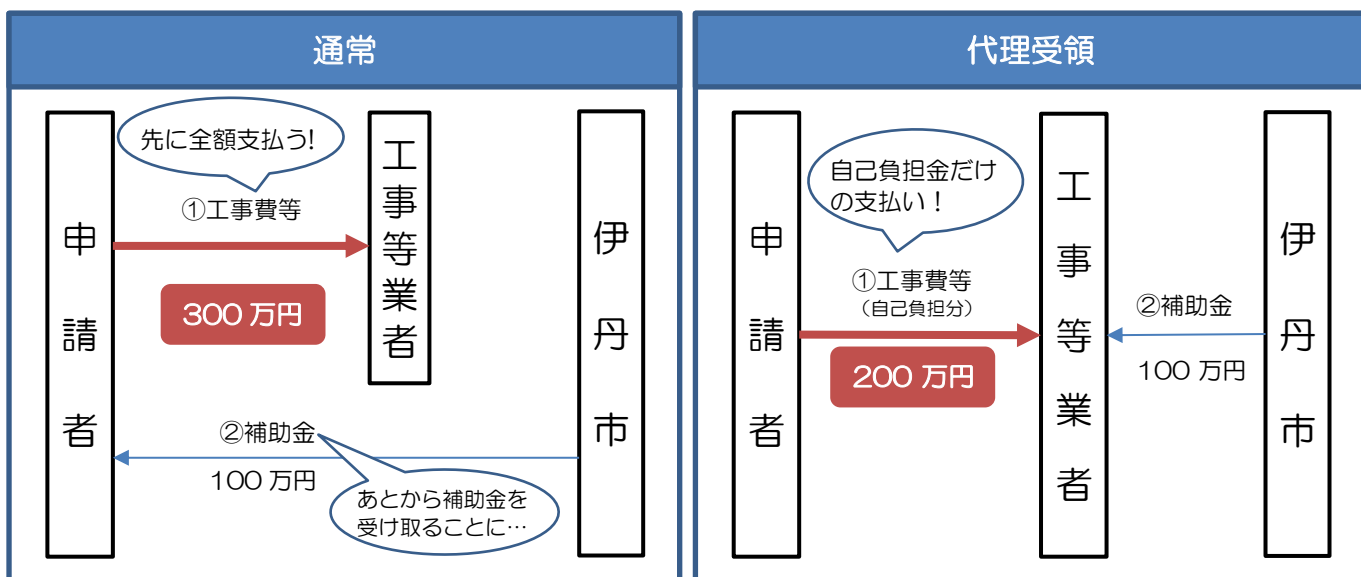
令和2年度(2020年度)より

代理受領が使えます！

【代理受領とは】

伊丹市住宅耐震化促進事業の申請者（住宅所有者等）と契約し、耐震改修工事等を実施した工事業者が、申請者に代わって伊丹市からの補助金を受領できます。

これにより、申請者は工事費の全額を準備する必要がなくなり、工事費等と補助金の差額（自己負担分）のみを用意すればよくなるため、当初の費用負担が軽減されます。



工事費全額でなく、自己負担分のみ用意すればよい！

※戸建住宅の耐震改修工事で、工事費300万円、補助金100万円の場合で例示してあります。

※②補助金の交付は、①工事費等の支払いが完了し、実績報告に係る審査が終わった後となります。

【注意事項】

- 申請者は、工事が完了するまでに代理受領届出書を提出する必要があります。その他必要な書類等がございますので、詳しくはお問い合わせください。
- 代理受領の意志等の確認のため、伊丹市から申請者に直接連絡する場合があります。
- 申請者と工事業者が代理受領について理解し、合意した上で利用してください。

～問い合わせ先～

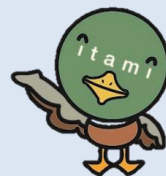
伊丹市都市活力部都市整備室 建築指導課

TEL | 072-784-8065 FAX | 072-784-8145

〒664-8503 伊丹市千僧1丁目1番地（庁舎6階）



詳しくは
ホームページへ！



伊丹市マスコットたままる